

公開・非公開の別

公開 部分公開
 非公開

令和6年度第2回浜松市障害者施策推進協議会会議録

1 開催日時 令和7年2月13日（木） 午後2時00分から午後3時12分

2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室

3 出席状況

出席委員

新宮尚人会長、大石宏子委員、兼子とみ江委員、澤根緑委員、鈴木一委員、高橋久美子委員、高柳弘行委員、村松真奈美委員、湯口琢磨委員

関係課

鈴木精神保健福祉センター副所長（精神保健福祉センター所長代理）、鈴木障害者更生相談所副所長（鈴木障害者更生相談所所長代理）、大澤中央福祉事業所長、小田切浜名福祉事業所長、芦澤天竜福祉事業所長、夏目社会福祉課長（中央福祉事業所）、北村社会福祉課長（浜名福祉事業所）、小林危機管理課長、南瀬教育支援課長

事務局

小松健康福祉部長、亀田健康福祉部次長（高齢者福祉課長）、榊原障害保健福祉課長、稲葉精神保健福祉担当課長、柴田障害保健福祉課長補佐、大庭総務調整グループ長、大庭企画・相談グループ長、吉田指導グループ長、飯塚給付グループ長、内藤手当助成グループ長、岡田地域生活支援グループ長

4 傍聴者 0人

5 議事内容

報告事項

- （1）令和7年度予算案の概要について
- （2）令和7年度予算案における主な事業について

6 会議録作成者 障害保健福祉課総務調整グループ 大庭

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

1 開会

2 議事

報告事項

- (1) 令和7年度予算案の概要について
- (2) 令和7年度予算案における主な事業について

■ 会議資料に基づき事務局が説明

■ 質疑応答、意見・感想

(高橋委員)

7ページの暗所視支援眼鏡について、これはかなり高額な値段のものだが、追加した理由は何か。

(事務局)

県が県内市町村に対し、用具の金額や選定基準をガイドラインとして示している。静岡市も関係団体からの要望もあり、県がガイドラインとして示す前から助成対象としていると聞いている。

既に近隣市町では暗所視支援眼鏡を対象品目として追加をしているところや、本市と同様に令和7年度から追加するところがあり、今回追加することとなった。

(湯口委員)

眼科医としても、これを追加していただいたのはありがたい。何件ぐらいの申込みを想定しているのか。

(事務局)

静岡市は既に要望に基づき対象品目として追加しているが、実際には助成に至っていないと聞いている。本市も暗所視支援眼鏡についての相談を受けておらず、想定できていない。

(鈴木委員)

11ページの医療的ケア児の歯科の相談っていうのは実際に出てきているのか。もし出た場合に、どのような形で私たち歯科医側に繋がるのか、仕組みがわからない。

(事務局)

歯科に関する相談は、市には直接届いていない。医療的ケア児等相談支援センターには、個々のケースで相談案件として上がっている可能性がある。医療的ケア児等相談支援センターのほかに各地域の障がい者相談支援センターにも医療的ケアに

関するコーディネーター研修修了者が配置されているため、個々のケースのニーズは各障がい者相談支援センターで把握している。歯科に関する相談案件が市に上がってきた場合には、適切な支援先へ繋ぐことを想定している。

(湯口委員)

14 ページの障害者生活支援事業 外出支援事業については、該当する方には全員交付されるものなのか。

(事務局)

障害者手帳の等級で対象となる方全員に申請書を郵送している。その中で申請の意思がある方に申請してもらい、交付している。

(高橋委員)

13 ページの放課後等児童会への支援は増えているものの、20 児童会は全部ではないのか。

(事務局)

全部ではない。支援が必要だと依頼があった箇所については、訪問をしたいと考えている。想定としては、20 件程度を見込んでいる。

(高橋委員)

対象の子どもがかなりいて大変だと聞いている。できる範囲で増やしてもらいたい。手上げ方式だと、なかなか言えなかったり、日常の業務に追われてしまったりということも考えられる。

(村松委員)

11 ページの医療的ケア児等支援事業について、在宅の医療的ケア児等の相談支援や他分野にまたがる支援の利用調整、総合病院と在宅診療との連携とあるが、総合病院やNICUを退院して在宅に来る子たちの調整をするのが医療的ケア児等相談支援センターの役割と捉えていいか。

(事務局)

そのとおり。総合病院では、退院前カンファレンスやケース会議を開催している。必要に応じて、医療的ケア児等相談支援センターの職員もこの会議に同席し、在宅移行後の支援のあり方を含めて、協議している。

(村松委員)

私は訪問看護をやっているが、このセンターを通して相談はないと認識している。退院するときに、例えば、友愛のさと診療所の先生や在宅の往診をやっている訪

問診療の先生と直接繋がって、在宅の先生と訪問看護が繋がっている。このセンターの先生や看護師から、直接在宅の部門へこういう子が退院するといった話はない。

(事務局)

新生児の場合については、総合病院の相談部門とも協議を進めており、医療的ケア児等相談支援センターに関する周知や利用案内を含めて、病院の相談部門に依頼している。

それ以外のケースとしては、訪問看護ステーションからこの子が医療的ケアの対象だと情報提供をしてもらうことにより、初めて医療的ケア児等相談支援センターとして対象児童の存在を把握するケースもある。

今後は、在宅診療とのつなぎ役も含めて、センターとして関わり合いを深めていきたいと考えている。

(村松委員)

センターの連携・調整で、具体的に今 500 人に対して動いているということか。

(事務局)

市のシステムで医療的ケア児者として把握している人数は 541 人である。どれだけの方にどのような支援ができるかは、これからという状況にある。

(村松委員)

対象者はこれだけいて、その人たちが皆このセンターを使っているというわけではないということか。

(事務局)

そのとおり。

(村松委員)

センターへ直接相談する人もいるのか。

(事務局)

いる。常に電話に出られる体制になっている。相談事例としては、保育園の入園希望などもある。

(大石委員)

ハローワーク浜松には障害者専用窓口があり、聴覚障がい者の方は面接日を調整し、その日に手話通訳者と一緒に同行することが多い。

10 ページの手話通訳者派遣業務システム導入事業における Web の仕組みは、聴覚障がい者の方は知っているのか。周知方法を伺いたい。

(事務局)

来年度予算でシステムの導入を予定している。今年度は実証実験として、主に聴覚障がいの方や手話通訳者にモニターになっていただき、システムについて試験的に運用した実績がある。令和7年4月に入ってから周知を行い、このシステムの利用者を増やしていく。

スマートフォンを使えない方もいるため、今までどおりの FAX での申請も受け付ける予定でいる。

(高柳委員)

15 ページについて、患者宅に訪問して、患者とその家族を同時にケアし、精神障がい者が地域で住めるようにやっていくということか。

(事務局)

家族がいる方は、家族も入院中の会議に参加し、本人の意向に沿った支援を一緒に確認する。半年間訪問して、計画通り支援していく。

(兼子委員)

施設を出た、または学校を卒業した方は、今後は1人で生活していかななくてはならない。特に知的障がいの方などは、親が亡くなった後、1人で生活するのは困ると思う。グループホームでも、6万円程度徴収される。

卒業して就職先があればいいが、最近あまり仕事がなく、ぶらぶらしてるという話を聞く。

身体障がい者も、その時はうまく歩けてもある程度歳を取ると歩くことが大変で、車椅子を使うようになる。

大人になり、親も歳を取って、本来なら自立しなければいけないときに、助けてあげられるようなことがあればいいと思う。

(事務局)

基本的には障害基礎年金を受けている方が多く、1級で85,000円、2級で68,000円が月額受け取れるものの、グループホームでの生活費としては少し足りないと思う。グループホームについては、今はかなり整備が進んでおり、グループホームで生活している方も多い。

蓄えがある方は、障害年金と蓄えを使いながら生活している。グループホームで生活するにあたり、障害の制度として月額1万円ほど家賃の補助を受けることができる。

それでも収入が不足している方、預貯金も足りないという方については、単独世帯として生活保護の申請をする方もいる。

障害の制度だけでは全ての人を賄い切ることができないため、その他の福祉制度

を使いながら生活をする人は、かなりの数いると認識していただければと思う。

(澤根委員)

今、学校で発達障がいの子ども達が多く、現場の先生達は大変苦労している。

支援級に入ることを希望しない親もいる。その子どもにとって生活しやすいように、いろいろ支援を受けるといった前向きなお母さんはたくさんいないという現状があることをわかっていただきたい。

(兼子委員)

自分の子が障がい児だって認めたくないのだと思う。親が歳を取った後、施設などに入ったときに生活できるのかという不安がある。

(新宮会長)

具体的な対応は課題だと思うが、こういった発言があったことについては、書き留めていただければと思う。

(事務局)

今、ご指摘いただいた点については、難しく大きな課題だと思う。

ただ、早期に必要な応じて医療につなげたり、療育につなげたりすることが、本人の社会適応や学校への適応に繋がることもある。そういった理解や周知を市としてやっていかなければならないと思う。

また、サービスを用意するだけでなく、サービスにつなげる場所も重要だと考えており、そういった取り組みはしっかりやっていきたい。

(新宮会長)

事務局は、意見を反映した対応をお願いしたい。

以上で予定していた議事は全て終了となる。

その他

(高柳委員)

市が精神障がい者の家族等を含めて関わる場合、どのようなアプローチをしているのか。

(事務局)

例えば、今回紹介した措置入院者退院後支援事業については、家族の方がいれば、病院から家族の方を紹介してもらい、入っている。それ以外では、家族から相談があれば、それで入ることができる。

無理に入ることができないため、家庭訪問や電話する理由を見つけて関わっている。

(高柳委員)

その場合は、保健師や精神保健福祉士（PSW）か。

(事務局)

そのとおり。

まず、どのように今まで生活を送ってきたかが大切であり、そういう話を聞きながら関係を作っている。今、出来ている部分はそのままでよく、サービスを提供すれば、もう少し変わる部分があればサービスを提供する。

私達と話をすることで、家族の変化が生まれることもある。訪問に意味があると認識したうえで支援している。

3 閉会